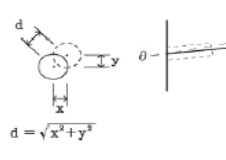
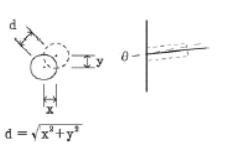
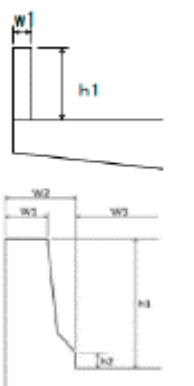
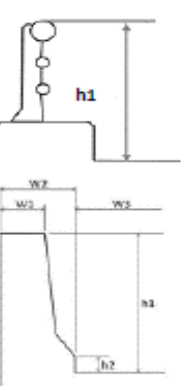


土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年4月)										改正 (令和3年7月)										改定理由																	
単位: mm										単位: mm																											
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由															
3	2	3	8	2	路側防護柵 (ガードケーブル)	基礎	幅 W	-30	1箇所/1基礎毎		出来形管理基準-53	3	2	3	8	2	路側防護柵 (ガードケーブル)	基礎	幅 W	-30	1箇所/1基礎毎		出来形管理基準-53	基準類の改定に伴う修正													
						高さ h	-30	高さ h										-30																			
						延長 L	-100	延長 L										-100																			
						ケーブル取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所	ケーブル取付高 H	+30 -20	1箇所/1施工箇所																										
3	2	3	24	1	伸縮装置 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点を測定 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		出来形管理基準-58	3	2	3	24	1	伸縮装置 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点を測定 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方向) に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		出来形管理基準-58	基準類の改定に伴う修正															
						表面の凹凸	3										表面の凹凸	3																			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2										仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2																			
3	2	14	6		アンカー	削孔深さ L	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		出来形管理基準-99	3	2	14	6		アンカー	削孔深さ L	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)		出来形管理基準-99	基準類の改定に伴う修正															
						配置誤差 d	100										配置誤差 d	100																			
						せん孔方向 θ	±2.5度										せん孔方向 θ	±2.5度																			
						水平、開度 δ	±2.0度																														
3	2	15	3		補強土壁 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイル補強土工法))	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所		出来形管理基準-100	3	2	15	3		補強土壁 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイル補強土工法))	基準高▽	±50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1箇所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2箇所		出来形管理基準-100	基準類の改定に伴う修正															
						高さ h	h < 3m										-50	高さ h					h < 3m	-50													
							h ≥ 3m										-100						h ≥ 3m	-100													
						鉛直度△	±0.03h かつ ±300以内										鉛直度△	±0.03h かつ ±300以内																			
						控え長さ	設計値以上											控え長さ (補強材の設計長)					設計値以上														
						延長	L < 10m										-20	1施工箇所毎						出来形管理基準-100	3	2	15	3		補強土壁 (補強土 (テールアルメ) 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイル補強土工法))	延長	L < 10m	-20	1施工箇所毎		出来形管理基準-100	基準類の改定に伴う修正
							≥10m < 100m										-50															≥10m < 100m	-50				
							L ≥ 100m										-100															L ≥ 100m	-100				

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年4月)										改正 (令和3年7月)										改定理由		
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
8 砂防編	3 斜面対策	4 法面工	7 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		鉄筋挿入 (ロックボルト工)	削孔深さL	設計値以上	全数	・削孔深さ、鉄筋(ロックボルト)挿入状況については、監督員が全数量の5%かつ3本以上確認するものとする。 ・挿入状況については、全数立会い確認を実施し、確認した記録(様式16)をまとめて検査時に提出するものとする。ただし、立会い確認以外の別な方法として、施工後、超音波探査器により鉄筋の長さを確認することが可能な場合には、超音波探査器による長さ測定試験に代えることができるものとする。 ・超音波探査器により試験を実施する場合には、(社)日本非破壊検査協会「NDISO非破壊検査技術認定規格」により2種以上に認定された有資格者が実施するものとする。	出来形管理基準-118	8 砂防編	3 斜面対策	4 法面工	7 鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		鉄筋挿入 (ロックボルト工)	削孔深さL	設計値以上	全数	・削孔深さ、鉄筋(ロックボルト)挿入状況については、監督員が全数量の5%かつ3本以上確認するものとする。 ・挿入状況については、全数立会い確認を実施し、確認した記録(様式16)をまとめて検査時に提出するものとする。ただし、立会い確認以外の別な方法として、施工後、非破壊試験により鉄筋の長さを確認する場合には、測定方法について監督員と協議しなければならない。 ・非破壊試験により測定を実施する場合には、測定者は測定機器の操作方法及びその評価方法について十分な知識を有する者とする。なお、資格等(講習会の受講等も含む)を有する必要がある測定機器を使用する場合は、当該資格等を有するものとする。	出来形管理基準-118	実態に 合わせ修正
						削孔径R	設計値以上	全数の5%以上かつ3本以上(ビット設置時又は交換時)														
						配置誤差d	100	全数の5%以上かつ3本以上														
						せん孔方向θ	±2.5度	全数の5%以上かつ3本以上														
						鉄筋(ロックボルト)の挿入状況	挿入状況立会 (目視確認) 規格値「なし」	全数														
						鉄筋の長さ(超音波探査器による測定時)	+40~-20	全数														
8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4 集排水ボーリング工		集排水ボーリング	削孔深さφ	設計値以上	全数		出来形管理基準-120	8 砂防編	3 斜面対策	7 地下水排除工	4 集排水ボーリング工		集排水ボーリング	削孔深さφ	設計値以上	全数		出来形管理基準-120	基準類の 改定に伴う修正
						配置誤差d	100															
						せん孔方向θ	±2.5度															
						水平、開度δ	±2.0度															
10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 橋梁用防護柵工 7橋梁用高欄工		橋梁用防護柵 橋梁用高欄	天端幅w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定		出来形管理基準-139	10 道路編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 橋梁用防護柵工 7橋梁用高欄工		橋梁用防護柵 橋梁用高欄	天端幅w1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3箇所測定		出来形管理基準-139	基準類の 改定に伴う修正
						地覆の幅w2	-10~+20															
						高さh1	-20~+30															
						高さh2	-10~+20															
						有効幅員w3	0~+30															

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年4月)								改正 (令和3年7月)								改定理由		
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認
11 路床安定処理工	施工	その他	平板荷重試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路盤に適用する。		11 路床安定処理工	施工	その他	平板荷重試験	JIS A 1215		延長40mにつき1箇所の割で行う。	・確認試験である。 ・セメントコンクリートの路床に適用する。		誤記修正
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。					現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。	確認試験である。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。					含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	降雨後または含水比の変化が認められたとき。	確認試験である。		
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。					たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマンビーム)	設計図書による。	ブルーフローリングでの不良箇所について実施	確認試験である。		
14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日			14 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日			
			モルタルのフロー値試験	JISR5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。						モルタルのフロー値試験	JISCE-F 521-2018	10~18秒 Pロート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		基準類の改定に伴う修正	
			適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。					適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。					確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2000)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。		

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年4月)							改正 (令和3年7月)							試験成績表等による確認	改定理由																												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法			規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認																								
15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機会を使用する場合や1層当たりの仕上り厚を薄くする場合に)適用する。または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔の最低値で判定を行う。	左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		15 補強土壁工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm:砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm:舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔の最低値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) [一般の橋台背面] 平均92%以上、かつ最小90%以上 [インテグラルアバット構造の橋台背面] 平均97%以上、かつ最小95%以上		基準類の改定に伴う修正																									
																			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機会を使用する場合や1層当たりの仕上り厚を薄くする場合に)適用する。または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) [一般の橋台背面] 平均92%以上、かつ最小90%以上 [インテグラルアバット構造の橋台背面] 平均97%以上、かつ最小95%以上	面積(㎡)	0~500	500~1000	1000~2000	測定点数	5	10	15	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法)または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) [一般の橋台背面] 平均92%以上、かつ最小90%以上 [インテグラルアバット構造の橋台背面] 平均97%以上、かつ最小95%以上	面積(㎡)	0~500	500~1000	1000~2000	測定点数	5	10	15	基準類の改定に伴う修正

土木施工管理基準 新旧対照表

現行 (令和3年4月)							改正 (令和3年7月)							改定理由												
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法		規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認								
21 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法) ただし、JISA1210C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			21 道路 土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm：砂置換法(JIS A 1214) 最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JISA1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤10%または飽和度Srが85%≤Sr≤95%。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2%≤Va≤8% ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。 路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				基準類の改定に伴う修正							
																				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上(締固め試験(JISA1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは92%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。 管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	基準類の改定に伴う修正
																				また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場所には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場所には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	

土木施工管理基準 新旧対照表

現行（令和3年4月）								改正（令和3年7月）								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認		
46 アンツーカー舗装	材料	その他	物性値・成分値は製造者からの試験表による			試験表の確認			○	46 アンツーカー舗装	材料	その他	物性値・成分値は製造者からの試験表による			試験表の確認			○	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められた時。 随時。	○	土の含水比試験	JIS A 1203				設計図書による。	観察により異常が認められた時。 随時。	○					
			粒度	JIS A 1102				粒度	JIS A 1102											
46 アンツーカー舗装	施工	その他	硬度	プロクターニードル	陸上競技場 80～150 テニスコート 80～120	1,000㎡毎				46 アンツーカー舗装	施工	その他	硬度	プロクターニードル	陸上競技場 80～150 テニスコート 80～120	1,000㎡毎				
48 火山砂利	材料	その他	最大乾燥密度の測定	JISA1210 (試験方法E法)	30%以上	・採取地毎に1回及び採取地の変った場合にはその都度測定する。 ・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。 ・生産者等の試験成績結果によることできる。(ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)	○			48 火山砂利	材料	その他	最大乾燥密度の測定	JISA1210 (試験方法E法)	30%以上	・採取地毎に1回及び採取地の変った場合にはその都度測定する。 ・突固め試験は骨材の最大寸法を取り除いて行う。 ・生産者等の試験成績結果によることできる。(ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)	○			
			修正CBRの測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -5									修正CBRの測定	舗装調査・試験法便覧 [4] -5						
			骨材のふるい分け試験	5mm以下	9～15%以下								骨材のふるい分け試験	5mm以下	9～15%以下					
			骨材の洗い試験										骨材の洗い試験							
			粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・採取地毎に1回 ・生産者等の試験成績結果によることできる。(ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)							粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	45%以下	・採取地毎に1回 ・生産者等の試験成績結果によることできる。(ただし、試験実施日が施工期間を著しくずれていない場合に限る。)				
			骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下								骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下					
			凍上試験										凍上試験							
			強熱減量試験										強熱減量試験							
			土の浸水試験	JIS A 1218	特記仕様書による								土の透水性試験	JIS A 1218	特記仕様書による					

土木施工管理基準 新旧対照表

現行（令和3年4月）								改正（令和3年7月）								改定理由				
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準		摘要	試験成績表等による確認		
56 鉄筋挿入工（ロックボルト工）	材料		鉄筋（ロックボルト）長さ	寸法計測	長さ：+40～0mm	全数 (100本を超えたときは、100本毎に30本を管理)	設計図書による鉄筋（アンカーボルト）の材料検収及びセメントの空袋検収については、監督員が全数確認（100本を超えたときは、100本毎に30本を確認）するものとする。		56 鉄筋挿入工（ロックボルト工）	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時			○	基準類の改定に伴い追加	
			セメント	使用量	設計値以上	使用したセメント全数量						定着材のフロー値試験	JSCE-F 521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均値をフロー値とする。				定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合監督員が1回以上確認するものとする。	基準類の改定に伴う修正
												外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時：全数（100本を超えたときは、100本毎に30本を確認）				監督員が全数確認（100本を超えたときは、100本毎に30本を確認）するものとする。	基準類の改定に伴い追加
	施工			グラウト材の圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回（午前・午後）/日	グラウト材の圧縮強度試験、フロー値試験については、監督員が1回以上確認するものとする。		施工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合監督員が1回以上確認するものとする。			基準類の改定に伴う修正	
				グラウト材のフロー値試験	JIS A 5201	設計図書による。	練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。									基準類の改定に伴う修正				
				引抜試験	施工管理基準参考資料「ロックボルトの引抜試験」による。	引抜き耐力の80%以上	全数の5%以上かつ3本以上（引張強度が設定されている場合）	監督員が管理個数の3%以上かつ2本以上確認するものとする。				引抜試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。	監督員が2本以上確認するものとする。			基準類の改定に伴う修正	
								その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。	監督員が2本以上確認するものとする。		基準類の改定に伴い追加					

土木工事施工管理基準 新旧対照表

現行（令和3年4月）					改正（令和3年7月）					改定理由								
写真管理基準					写真管理基準													
(適用範囲) 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準7の(1)に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」（国土交通省）による。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。					(適用範囲) 1. この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。 また、写真を映像と読み替えることも可とする。					国に準拠して改正								
(提出整理) 7. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）（国土交通省）」による。					(提出整理) 7. 撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。 写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準（国土交通省）」に基づくものとする。					国に準拠して改正								
(その他) 9. 用語の定義 (1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所とその仕様が確認できる箇所をいう。 (2) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (3) 不要とは、工事写真帳として貼付整理し提出する必要がないことをいう。					(その他) 9. 用語の定義 (1) 適宜とは、設計図書の仕様が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。 (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、監督員と提出頻度等を協議のうえ、取扱いを定めるものとする。					国に準拠して改正								
撮影箇所一覧表					撮影箇所一覧表					国に準拠して改正								
区分	工種	写真管理項目			摘要	区分	工種	写真管理項目		摘要								
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度				撮影項目	撮影頻度[時期]									
品質管理写真撮影箇所一覧表					品質管理写真撮影箇所一覧表					国に準拠して改正								
番号	工種	写真管理項目			摘要	番号	工種	写真管理項目		摘要								
		撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度				撮影項目	撮影頻度[時期]									
						58	砂防ソイルセメント (転圧タイプ)	ふるい分け試験 (粒度試験)	1回/1材料 [試験実施中]									
							含水比試験											
							現場密度の測定											
							圧縮強度試験											
							六価クロム溶出試験											
						59	砂防ソイルセメント (流動タイプ)	含水率試験	1 施工箇所または 材料毎に1回									
							密度試験 (セメントミルク密度)	1 施工箇所1回										
							圧縮強度試験	1 施工箇所または 材料毎に1回										
							六価クロム溶出試験	1回/1材料 [試験実施中]										
出来形管理写真撮影箇所一覧表					出来形管理写真撮影箇所一覧表					国に準拠して改正								
編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目			摘要	編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	提出頻度									撮影項目	